

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告：山縣真矢 ほか7名

被告：国

原告ら第6準備書面

(司法の積極的な違憲判断が求められることに関する書面)

2022年(令和4年)6月23日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 上杉 崇子

同 寺原真希子

ほか

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

目次

第1	はじめに	4
第2	本件規定は個人の尊厳や基本的な人権等に対する「直接のかつ法律上の制約」であること	4
1	本件規定は個人の尊厳を害し, 基本的人権を侵害していること	4
2	「婚姻」できないことによる不利益が重大であること	5
(1)	本件規定は重要な法的権利・利益を侵害していること	5
(2)	本件規定は社会的承認を得るという利益を侵害していること	5
(3)	本件規定は差別・偏見を助長していること	6
3	本件規定による権利の制約が, 「直接のかつ法律上の制約」であること	6
4	小括	7
第3	権利侵害の救済は一刻の猶予も許されないこと	8
1	法律上同性のカップルは深刻な困難に日々直面しているにもかかわらず, 権利侵害が長期間放置されてきたこと	8
2	婚姻の問題は若い世代のセクシュアル・マイノリティの将来にも大きな影響を与えること	9
4	小括	9
第4	民主主義の過程での救済が困難であること	9
1	セクシュアル・マイノリティは社会的・政治的マイノリティであり, 民主主義の過程で救済されにくいこと	9
2	国会が法律上同性のパートナーとの婚姻の実現に向けた取り組みをまともに行っていないこと	16
(1)	議事録上の立法府における審議状況	17
(2)	立法府が法律上同性の者同士の婚姻について真摯に検討している形跡は存在せず, 法律上同性の者同士の婚姻の導入に向けた検討を開始する見通しが無いこと	41

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

(3) 小括	43
第5 司法判断がきっかけとなって法律上同性の者同士の婚姻が法制度化された国々が複数存在すること	43
第6 まとめ	44

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

第1 はじめに

本準備書面では、司法府である裁判所は、積極的に本件規定は違憲との判断をしなければならず、法律上同性の者との婚姻を認めるか否かを立法府の裁量や議論のみに委ねてはならないことを論ずる。

司法府である裁判所が積極的に本件規定は違憲との判断をすべきであるのは、本件規定により法律上同性のカップルの基本的な人権等が侵害されており、その権利侵害に対する救済について一刻の猶予も許されないにもかかわらず、国会における議論を通じての立法という方法での速やかな解決が現時点では全く見通せず、その見通しが変わる見込みもないためである。以下、それぞれの理由について詳述する。

第2 本件規定は個人の尊厳や基本的な人権等に対する「直接のかつ法律上の制約」であること

1 本件規定は個人の尊厳を害し、基本的人権を侵害していること

(1) 原告らは、これまで要旨以下のとおり主張してきたが、これらの主張から明らかなとおり、本件規定は、個人の尊厳を害し、婚姻の自由や個人の尊重という基本的な人権を侵害している点が問題となっている。

① 憲法24条1項でいう婚姻の自由とは2人の親密な関係に基づき、永続性をもった共同生活について、法律が要件と効果を定めて保護を与え承認・公証する制度(法律婚)の存在を前提に、この法律婚について、人が、国家や第三者に干渉されることなく、望む相手と意思の合致のみによりなしうることを意味する。憲法の根本原理たる個人の尊厳(また、それを明記する憲法24条2項)及び憲法13条の個人の尊重に照らせば、当然に法律上同性のカップルにも、この婚姻の自由が及ぶ。その結果、原告らは本件規定により法律上同性のカップルの婚姻が認められていないことによって婚姻の自由が侵害されている(例えば、訴状23頁～54頁、原告ら第3準備書面)。

② 憲法14条1項は事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止するところ、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

現行の法制度上, 法律上異性の者との婚姻を希望するシスジェンダーの異性愛者は婚姻が認められ, 一方, 法律上同性のパートナーとの婚姻を希望する原告らは婚姻をすることができない。この区別に, 事柄の性質に応じた合理的な根拠は存在しないため, 憲法14条1項にいう平等原則に違反する(例えば, 訴状54頁~77頁, 原告ら第4準備書面)。

③ 憲法24条2項は, 憲法14条の合理性判断の解釈基準として用いられると同時に, 「個人の尊厳」に立脚した法律の制定を立法府に義務づけるものである。ところが, 法律上同性の者とのに婚姻を認めていない本件規定は, 「個人の尊厳」(憲法24条2項)に立脚しておらず, 憲法24条2項に違反する(例えば, 訴状77頁~84頁, 原告ら第5準備書面)。

(2) このように, 個人の尊厳を害し, 基本的人権が侵害されている以上, 本件において, 司法府たる裁判所が, 本件規定が違憲であるとの積極的な判断を差し控えるようなことは断じて許されず, 違憲との判断を差し控えることは, 司法府の責任の放棄である。

2 「婚姻」できないことによる不利益が重大であること

(1) 本件規定は重要な法的権利・利益を侵害していること

すでに訴状等(例えば, 訴状57頁~67頁)で述べてきたところであるが, 婚姻には, 有形, 無形さまざまな重要な権利・利益が結び付けられている。それには, 相続権, 税法上の権利・利益, 嫡出推定の仕組みや共同親権, 離婚の際の財産分与や家事手続, 在留資格(日本人の配偶者), 証言拒絶権や弁護士選任権, 遺族年金等の公的給付を受ける権利といった重要な権利・利益が含まれる。

本件規定によって, 法律上同性のカップルは, 上記の極めて重要な個々の権利・利益が奪われている。

(2) 本件規定は社会的承認を得るという利益を侵害していること

そして, より本質的には, 法律上同性のカップルは婚姻できな

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

いことによって、その関係性について社会的な承認を得るとい
う重要な利益を侵害されている。

すなわち、日本においては、法律婚したカップルが「正式」な
カップルであって、社会的に承認を受けるべき関係性とされて
いるところ、婚姻が認められていないことにより、法律上同性の
カップルはそのような社会的承認を得ることができず、社会に
おいて「存在しないもの」として扱われ、個人の尊厳やカップル
としての安定した関係性を築くことを妨げられている（訴状5
7頁～58頁参照）。

（3）本件規定は差別・偏見を助長していること

また、法律上同性のカップルに婚姻を認めない本件規定は、単
に法律上同性のカップルが上記のような権利・利益を享受するこ
とや社会的な承認を得ることを妨げるだけでなく、社会のセクシ
ュアル・マイノリティに対する差別・偏見を助長している。すな
わち、法律上同性のカップルに婚姻を認めない本件規定は、セク
シュアル・マイノリティには、婚姻という形での人的結びつき、
家族の繋がりを認める必要がないのだというメッセージを社会
に発信するものであり、ひいてはセクシュアル・マイノリティは
法的・社会的に認められないもの、法律上異性同士の関係こそが
正常であり、セクシュアル・マイノリティは異常、その関係は法
律上の異性間の関係に劣後するものであるという強烈な差別意
識を生み出している。

そのようにして生み出された差別意識は、後述する議員の発言
やヤフーコメントにも表れている(甲A221, 222, 223,
224等)。

原告らセクシュアル・マイノリティは、日々これらの嫌悪・差
別感情にさらされながら社会で生活していくことを強いられる
という不利益を受けることとなる。

3 本件規定による権利の制約が、「直接のかつ法律上の制約」である

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

こと

婚姻の本質は、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにあるところ（最大判昭和62年9月2日民集41巻6号1423頁）、法律上異性のカップルが、永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むのと同様に、原告らもまた、永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営んでいる。それにもかかわらず、原告らは本件規定により婚姻をすること自体ができない。

法律上同性のカップルは、婚姻をしないという選択をしたという側面は一切なく、本件規定により婚姻という選択肢がないのであるから、本件規定による権利の制約が再婚禁止期間違憲訴訟判決（最大判平成27年12月16日民集69巻8号2427頁）や平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決・最大判平成27年12月16日民集69巻8号2586頁の言う「直接のかつ法律上の制約」であることは疑いない。

その上、女性に対する再婚禁止期間規定のように時が経過すれば婚姻できる場合と異なり、法律上同性の者との婚姻を望む限り本件規定により永久的に婚姻が許されないのであるから、本件規定は、法律上同性のカップルの婚姻の自由を直接かつ永続的に制約している。

本件規定が、個人の尊厳を害し、婚姻の自由や個人の尊重などの基本的人権を侵害する「直接のかつ法律上の制約」であり、かつ、永続的制約である以上、その侵害の程度は極めて強度かつ甚大であると言わざるを得ない（原告ら第5準備書面も参照）。

4 小括

上記のとおり婚姻は基本的人権であるうえ、さまざまな重要な権利・利益と結びついているが、本件規定によって婚姻が認められないことにより、法律上同性のカップルにはこれらの人権や重要な権利・利益が保障されない状況が続いている。加えて、セクシュアル・マイノリティは、「婚姻」が認められないことによっ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

て助長される社会の偏見・差別に日々さらされている。

そして、本件規定による婚姻の自由等の基本的人権に対する制約が、「直接のかつ法律上の制約」であり、永続的制約であることに鑑みれば、裁判所は本件規定が違憲であると積極的に判断をしない理由は見当たらない。

第3 権利侵害の救済は一刻の猶予も許されないこと

1 法律上同性のカップルは深刻な困難に日々直面しているにもかかわらず、権利侵害が長期間放置されてきたこと

婚姻に伴い法律婚の夫婦が享受する権利・利益は、子どもの出産・養育、配偶者の病気・死別、在留資格等、夫婦及び家族が安定した生活を送ることができるよう人生のあらゆる場面において保障されている。しかし、法律上同性のカップルは婚姻制度から排除され、これらの重要な権利・利益を享受することができないことから、今この瞬間も、多くの法律上同性のカップルが、家族としての社会的承認が得られない、育てている子どもの共同親権が認められない、パートナーの在留資格が認められない等の深刻な困難に直面している。特に、高齢の法律上同性のカップルは、パートナーに相続権が認められない、パートナーが病気になったときに医療同意権が認められない等の悩みを抱えており、残された時間が限られていることから、権利侵害の救済は一刻の猶予も許されない。

しかるに、本準備書面第6において詳述するとおり、政府及び国会は、長い間、法律上同性の者同士の婚姻について検討すらしようとしてこなかったし、2019年6月に野党から法律上同性のカップルの法律婚を認めるよう民法の一部を改正する改正案が衆議院に出されたにもかかわらず(甲A84)、当該法案は衆議院法務委員会にて議論すらされず(甲A225)、棚ざらしにされたうえ、結局、2021年10月14日の衆議院解散に伴い、廃案となった。

後述の通り、国会の議事録上、立法府において初めて「同性婚」という言葉が登場したのは、2004年11月に行われた参議院憲法調査会での審議である(甲A226・18～19頁)。2004年11月から本準備書面提出日現在までに18年弱の期間が経過してお

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

り、当時0歳だった子どもは既に成人する年になっていることになる。法律上同性のカップルは、十数年もの間、政府および立法府である国会の怠慢によって個人の尊厳を侵害され、不本意な人生を送ることを強いられてきたのである。失われた時間を二度と取り戻すことはできない。これ以上権利侵害を放置することは許されず、一刻も早い救済が求められる。

2 婚姻の問題は若い世代のセクシュアル・マイノリティの将来にも大きな影響を与えること

婚姻の問題は若い世代のセクシュアル・マイノリティの将来にも大きな影響を与える。実際、法律上同性の者同士の婚姻が認められず、法律上同性のカップルの関係について公的承認も社会的承認も得られないことから、セクシュアル・マイノリティの中には、パートナーと結婚して家庭を築くという安定した将来像を描くことができず、自身の性的指向や性自認を隠す生活を選択したり、自暴自棄になって刹那的な生活を送る者も少なくない。

婚姻の問題は、若い世代のセクシュアル・マイノリティにとっても一生を左右する重大な問題であり、これ以上放置することができない問題なのである。

4 小括

以上のとおり、婚姻の問題は、セクシュアル・マイノリティの人生そのものに関わる重大な問題であるため、権利救済の緊急性は非常に高い。しかし、本準備書面第6で詳述する通り、この問題を立法府に委ねることは、権利侵害の状況を長期間放置することに等しいことから、裁判所が積極的に本件規定は違憲との判断をする必要がある。

第4 民主主義の過程での救済が困難であること

1 セクシュアル・マイノリティは社会的・政治的マイノリティであ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

り、民主主義の過程で救済されにくいこと

- (1) 原告らとしても法律上同性のパートナーとの婚姻の問題について、立法府を通じた民主主義的な解決が速やかに図ることができるのであれば、そのような解決が望ましい一つの解決であると考えている。

しかし、セクシュアル・マイノリティは人口的に圧倒的に少数者である(甲A8の2・1頁, 甲A9・55頁, 甲10・17頁)。多数決による民主制において、このように、構造上、多数者との逆転がありえないような少数者の基本的人権が侵害される場合には、その違憲性を積極的に審査することが司法には求められる。

加えて、現に、一般人のみならず、本来、主権者の代表として民主政の根幹である「熟議」を担うべき政治家自身の中に、依然として、同性愛者等に対する不合理な偏見や嫌悪・侮蔑の意識が根深く存在し、そのため、法律上の同性の者同士の婚姻については、それが個人の尊厳や重要な基本的人権にかかわる問題であるにもかかわらず、民主制のプロセスにおける速やかな解決を期待できないというのが、実際の状況である。

- (2) 上記のように多くの偏見にさらされていることが現在においても客観的な事実であることは、例えば、以下のような例を見るだけでも明らかである。

ア 政治家による差別発言

政治家による差別発言としては例えば以下のような発言がある。

- ・ 2010年12月, 東京都の石原都知事は「どこか足りない感じがする」などと偏見を露わにした(甲A227・資料1・2)。
- ・ 2015年11月, 鶴指(つるさし)海老名市議会議員は「異常動物」と暴言を吐いた(甲A227・資料3)。
- ・ 2018年7月29日, 自由民主党の谷川とむ衆議院議員が「趣味みたいなもの」と無理解な知識を披歴した(甲A227・資料5)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5 回期日(20220630)提出の書面です。

- ・ 2018年8月,自由民主党の杉田みお衆議院議員が,セクシュアル・マイノリティは生きてはいけないと言わんばかりに,「生産性がない」,『同性愛でいいんだ』とすれば不幸な人を増やすことにつながりません」と述べた(甲A227・資料6)。
- ・ 2019年1月,自由民主党の平澤勝栄衆議院議員は「国がつぶれちゃう」などと述べ,セクシュアル・マイノリティの存在が有害であるとした(甲A227・資料7)。
- ・ 2020年9月25日には,自由民主党の白石足立区議会議員による差別発言があった。すなわち,2020年9月25日,白石足立区議会議員は,足立区議会において,「日本人が全部L,日本人が男は全部G」ならば「次の世代生まれますか?」,「次の世代を担う子どもたちが一人も生まれない。本当にこんなことでいいのだろうか。私たちは,人間も動物の一種ですから,なんとしても,子孫の繁栄というものを,基本にして物を考えないといけない」と(甲A221・1頁),日本人全員が,L(レズビアン)またはG(ゲイ)として生まれることなどありえないにもかかわらず,荒唐無稽な前提をおきながら,「子どもを生んで,子どもを育てることが,経済的に社会的にも大変かもしれないけれども本当に素晴らしいことなんだ。楽しいことなんだと,そのことを教育の場で,子どもたちにしっかり教えないと。LだってGだって,法律に守られてるじゃないかなんていうような話になったんでは,足立区は滅んでしまう」と述べ(甲A221・2頁),セクシュアル・マイノリティが存在することで足立区が滅んでしまうとした。しかもその後のインタビューでも,「民法の中に(想定されて)ない生き方だからね。一般的でない生き方を特別に擁護する必要ないでしょう」,「(ひ孫が当事者だとしても)自分が選んだ道だから,悲しいと思うような人生を選んだんだからしょうがない(甲A222・4~5頁)」などと述べ,まるで自分が好き好んでセクシュアル・マイノリティであることを選んだという誤った観念のもとに,「悲しいと思う人生」という侮蔑

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5 回期日(20220630)提出の書面です。

的表現を込めて発言している。

- ・ ほかにも井上英治春日部市議が2020年9月に市議会で、パートナーシップ制度の創設等を求める請願提出の動きに対して「左翼の作戦」と表現し「日本の法律制度は同性カップルよりも男女間の婚姻を優遇するのは出産, 子育てを考えれば当然のことという認識が国民に浸透している証拠」と主張し(甲A224), 山田七穂山梨県議会議員が2022年6月17日に, セクシュアル・マイノリティの人など多様な人に対する理解を深め, 共生する社会を目指すために設置された県議会の委員会で「病気といったら悪いが, 県の施策では理解をしよう, 理解の促進をしようという施策が多いが, これに対して普通に返していくという取り組みが, あまり見受けられないが元には戻らないのか」と無理解な発言をするなど(甲A227・資料8), 国民(市民・区民)の代表たる議員によって, セクシュアル・マイノリティに対する偏見が日々垂れ流されている。

これら政治家による発言の特徴として, ①全く唐突になされる場合もあるが, ある差別的発言が報道されて連鎖反応的に同様の発言がなされる場合があること, ②ある発言が社会的に批判されて本人が謝罪等をしてもしばらくすると同様・同レベルの発言が別の政治家によってなされて問題となることが指摘できる。

たとえば, 2015年11月末の神奈川県海老名市議のケースは, ちょうど渋谷区と世田谷区でいわゆる同性パートナーシップ制度がスタートした時期に, 上記議員が, マスコミの報道を批判する形で, ツイッターに, 同性愛者を「生物の根底を変える異常動物」, 「異常なのだ」と述べる投稿をしたものであるが, この投稿に関連して, 岐阜県の30代の男性職員が, 「某県庁職員」の名で「同性愛は異常でしょ。」「だいたい何で同性愛者とかは自分の変態的異常性を公表したがるんだ?」と投稿し(甲A228-1), この職員の書き込みについて岐阜県議会で質問がなされると, 同県自民党の幹部で県議会議長も務めた70代の男性議員が, 「同性愛者なんかは異常やぞ」とヤジを飛ばすという具合である(甲A228-2)。さらに,

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5 回期日(20220630)提出の書面です。

同年12月には、山形県議会で男女共同参画プランに関する審議が行われた際、自民党系の議員が、「生物学的にはあまり好ましくない」と発言したことも報道された(甲A228-3)。

このように、最初の差別発言への批判に挑戦するかのよう「連鎖的・多発的」に差別的発言がなされるのは、そのような意識をもった政治家がたまたま各地にいるということではなく、これら政治家が、社会で共有されているセクシュアル・マイノリティに対する不合理な偏見やそれに基づく嫌悪・侮蔑の意識を一般社会と地続きの形で共有しているからにはほかならない。発端となった海老名市議が、「酔った中で、思いつきで、ちょっとやってしまった」と弁明し(甲A228-4)、岐阜県議会の元議長も「ふだんからの自分の思いを話した」と述べているように、この社会で空気のようにまん延する差別意識が政治家にも支配しているからこそ、何かきっかけがあるたびに連鎖的・多発的に差別発言となって現れるのである。

さらに、2021年5月、自民党性的指向・性自認に関する特命委員会が法制化を進めようとした「性的指向及び性同一性に関する国民の理解増進に関する法律」(以下、「LGBT理解増進法」)についての自民党内の会合で、複数の議員から「道徳的にLGBTは許されない」、「生物学的に自然に備わっている『種の保存』にあらがってやっている感じだ」、「体は男だけど自分は女だから女子トイレに入れろとか、ばかげたことが起きている」等の差別やデマ発言がされた(甲A229-1, A229-2)。

差別発言が、地方議員から国会議員に至るまで、様々な政治家によってなされていることは問題の深刻さ・根深さを示している。

このような中では、代表民主制のプロセスを通じて原告らが救済されることは極めて困難である。

イ 本訴訟及び関連訴訟に対するヤフーコメント

本訴訟の関連訴訟であるいわゆる「結婚の自由をすべての人に」訴訟の第一陣が札幌、東京、名古屋、大阪の各地方裁判所で2019年2月14日に提訴された時に、下記のようなコメントがヤフーに投稿され、社会において根強い偏見が存在していることが露

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

わになった (甲 A 2 2 3)。

- ・ 個人的には、大変気持ち悪いので、何処かの島に隔離してほしい (3 頁)。
- ・ 頭おかしい方々です (3 頁)。
- ・ できれば、日陰者として暮らして下さいませ (4 頁)。
- ・ 申し訳ないけどこの話題はとても苦手。気持ちに正直な言葉にすると、気持ち悪い (5 頁)。
- ・ 生物学的に非常に気持ちが悪い。隣にいたら軽蔑するし、近寄らないでほしい。ひっそりと生きてください。キモい (6 頁)。
- ・ 同性愛者はやっぱり病気だなあと、思う (7 頁)。
- ・ 世に出てこないでください (8 頁)。
- ・ 気持ち悪い。子供に悪影響 そんなカップルが増えたら国が成り立たない。子供ができないから (9 頁)。
- ・ 気持ち悪いので見たくない自由を、保障して欲しい (10 頁)。

そして、第一陣の訴訟提起から3年余りが経過した2022年3月25日時点でも、本訴訟のニュース記事に対し下記のようなコメントがヤフーに投稿され、未だ社会に根強い偏見が存在していることが露になった (甲 A 2 3 0 号証)。

- ・ LGT は種の存続に反するバグ。BQ はまともな性愛を損ないかねない。(略) 異常者は分を弁え、社会的規範に従って生きるべき。(9 頁)
- ・ 普通に成長すれば同性愛などは起こらない。(10 頁)
- ・ 人とは違ったものを持つ、と言うことはそれなりに制裁を受けるものかと思えます (10 頁)
- ・ 同性愛者に対する違和感、嫌悪感、不快感、抵抗感は差別じゃありませんよ それは人間の感情としてごく自然なものです (12 頁)
- ・ 普通に異性を好きになる努力をしてください。(13 頁)

ウ 本訴訟の関連訴訟に対する SNS 上のコメント

2022年6月20日、本訴訟の関連訴訟である「結婚の自由を

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

すべての人に」訴訟の第一陣のうち、大阪地方裁判所に提訴された訴訟について、請求を棄却する判決が下された。

上記大阪地方裁判所の判決に対し、SNS 上でセクシュアル・マイノリティに限らず、多くの人から抗議の声が寄せられると共に、セクシュアル・マイノリティに対する共感と連帯が示された(甲A231号証)。

その一方で、上記大阪判決のニュース報道を受けて、SNS 上で以下のような差別的コメントや事実と異なるデマ、根強い偏見も投稿された(甲A232号証)。結果的に、大阪地方裁判所の判決が既に存在していた社会内のセクシュアル・マイノリティに対するステイグマを更に強める一助となった。

- ・当たり前 気持ち悪い・・・(1頁)
- ・同性カップルは、すぐ別れるし責任を持たないことは統計上明らか(2頁)
- ・同性婚なんて認めなくていい(略)社会に出てこないで欲しいから(3頁)
- ・性的マイノリティは性癖(4頁)
- ・同性愛が悪いと言っているわけではないですが普通は異性を好きになる(5頁)
- ・日本で騒がず日本から出ていけば済む話です(6頁)
- ・異性と結婚すりゃいいだけの話だろ(7頁)
- ・普通じゃない=悪(8頁)
- ・片っ端から逮捕して懲らしめるべき(9頁)

この他にも、セクシュアル・マイノリティに対する嫌悪・デマを表明したコメント(232号証・10～14頁)、法律上同性の者同士の婚姻を求めるセクシュアル・マイノリティに対する嫌悪・デマを表明するコメント(232号証・15～20頁)、法律上同性の者同士の婚姻そのものに対する偏見やデマを表明するコメント(232号証・21～27頁)がSNS上に投稿された。

- (3) このように、社会の中には、潜在的な差別意識が未だ根強く存在しており、「セクシュアル・マイノリティは異常である」、「セ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

クシュアル・マイノリティは法的保護に値しない」などといった偏見が蔓延し、それによって多数のクシュアル・マイノリティが苦しんでいるという現状が依然として続いている。

昨今の世論調査では、確かに、法律上同性のパートナーとの婚姻を認めるべきであるという社会風潮が強まっている(甲A119, 133, 185, 128, 186など)。また、前述したとおり、SNS上でもクシュアル・マイノリティに限らない多くの人から、法律上同性のパートナーとの婚姻を認めるべきとの声が寄せられている(甲A231号証)。しかし、それにもかかわらず、社会の中には上記のような根深い差別・偏見が厳然と存在する。性自認・性的指向による差別・偏見は許されないという認識が確立してきている一方で(訴状86頁～101頁)、その動きには比例せず、令和の時代においても、クシュアル・マイノリティに対する偏見・差別は無くならない。各人の心に刷り込まれた、クシュアル・マイノリティに対する嫌悪感、不快感、拒否感、不気味感は極めて根深く、拭い去ることが困難であることを示している。このような偏見が作用することによって、立法府における健全な議論は今後も困難になろう(甲A233・71頁)。立法府での議論は相互に議論を戦わせ、より精緻な結論に到達する作業を行うべきところ、一定数の議員が、社会に存在する(クシュアル・マイノリティに対する)嫌悪感・偏狭なドグマに固執することによって、理性的な議論が阻害され、民主政の政治過程による是正が働きにくくなる。まさに、平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決(最大判平成27年12月16日民集69巻8号2586頁)の寺田補足意見で述べられた「選択肢のありようが特定の少数者の習俗に係るというような、民主主義的プロセスによる公正な検討への期待を妨げるというべき事情」が存在する。

これらの点からも、裁判所は、婚姻に関して立法府に議論を委ねるのではなく、本件規定の是非を積極的に審査し、本件規定は違憲との判断を行うべきである。

2 国会が法律上同性のパートナーとの婚姻の実現に向けた取り組み

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

をまともに行っていないこと

さらに、実際にこれまでの衆議院・参議院の法律上同性のパートナーとの婚姻に関する質疑状況、法案の検討状況に鑑みても、法律上同性のパートナーとの婚姻という基本的人権にかかわる問題について、民主的なプロセスによる速やかな解決が期待しがたい状況に置かれていることがわかる。

(1) 議事録上の立法府における審議状況

ア 国会の議事録上、立法府において初めて「同性婚」という言葉が登場したのは、2004年(平成16年)11月17日に行われた参議院憲法調査会での審議である(甲A226・18～19頁)。参議院憲法調査会の審議において、神戸大学大学院法学研究科教授である赤坂正浩氏が参考人として招致され、自由民主党所属の北川イッセイ議員が以下のような質問を行い、赤坂氏から以下のような答弁がなされた(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

北川イッセイ議員	「同性愛の問題についてであります。同性同士がともに生活することあるいは愛し合うこととか、そういうふうなことは自由で妨げるものではないと、こういうふうに思うんですが、それを婚姻と言うことで認めることについては、それこそ <u>人類の生態系を侵すものではないのかなど。</u> 」
赤坂参考人	「一般には日本国憲法の現行規定で同性の法律上の婚姻を認める制度は設けられないことになっている」

上記質問・答弁は、いまから18年近く前における立法府におけるやり取りである。北川イッセイ議員が「同性同士の婚姻を導入する」＝「人類の生態系を侵す」と考えていることから、北川イッセイ議員は法律上同性の者同士の婚姻の導入について反対

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5 回期日(20220630)提出の書面です。

の立場であるだけでなく、法律上同性のカップルに婚姻を認めることに強い偏見を有していることがわかる。そして、そのような表現が使われたにもかかわらず、原告らが調査した限り、他の議員が北川イッセイ議員に対して抗議を行った形跡はなく、処分がなされた形跡もない。

すなわち、この時点において、立法府において、法律上同性の者同士のカップルに婚姻又は何等かの法的保護を与えなければならないとの考えは浸透しておらず、立法府においては法律上同性のカップルの関係性を法律上異性のカップルに比べて劣位なものとする見解が主流であったと考えられる。

この当時、立法府において、法律上同性の者同士の婚姻を認めるか否かについての検討をしようとする機運は存在していなかった。

イ 次に、立法府において「同性婚」の導入の可否が論じられるのは、2015年(平成27年)2月18日における参議院の本会議での審議である(甲A234・25頁, 27頁)。その際のやり取りは以下のとおりである(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

松田公太議員 (日本維新の会)	「多様な家族の在り方を認めることは出産へのハードルを取り除くことにもつながります。法律婚という婚姻形態だけでなく、事実婚に対して広く法的な保護を与えることを検討すべき時期に日本も来ていると考えますが、いかがでしょうか」
安倍総理大臣	「憲法24条は、両性の合意のみに基づいて成立すると定めており、現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません。同性婚を認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、わが国の家族の在り方の婚姻に関わる問

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

	<u>題であり,極めて慎重な検討を要するもの と考えております」</u>
--	--

上記のとおり,松田参議院議員から法律上同性のパートナーとの婚姻も含めた多様な家族の在り方とそれに対する法的保護の付与の検討を促されたことに対し,安倍総理大臣は「極めて慎重な」という留保をつけつつ,検討の必要性それ自体は否定しない答弁を行った。

しかしながら,当時,実際に検討が開始された形跡は見当たらない。そればかりか,以下で見ていく通り,安倍総理大臣の上記答弁がなされて以降の政府の答弁担当者は,法律上同性の者同士との婚姻について政府として検討するつもりはないことを表明する趣旨で,安倍総理大臣と同様の紋切り型の答弁を繰り返すようになった。

ウ 2015年(平成27年)4月1日に行われた質疑でも,以下の通り,安倍総理大臣は2015年(平成27年)2月18日の質疑と同様に答えている(甲A235・42頁)(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

福島みずほ委員 (社民党)	「社民党にはLGBTグループ,セクシュアルマイノリティーグループがあります。私たちは同性婚を認めるべきだと考えています。総理,同性婚法あるいは同性パートナー法について,どうお考えでしょうか」
安倍総理大臣	「これは家族の在り方にも関する問題でございしますが,憲法との関係におきまして,いわば結婚については両性の同意ということになっていると,このように承知しております。 <u>慎重に議論をしていくべき課題ではないかと思っております</u> 」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5 回期日(20220630)提出の書面です。

エ また、2018年(平成30年)4月に提出された質問主意書(甲A11)で、逢坂議員は、法律上同性のカップルに婚姻の成立を認めるか否かについて政府の見解を質した。

しかし、その質問に対する答弁書(甲A12)での回答は「同性婚を認めるべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えており」であった(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

オ そして、2018年(平成30年)6月8日に行われた衆議院法務委員会のやり取りも同様で、以下の通り、上川法務大臣は幅広い検討が必要であると答弁している(甲A236・8頁)(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

松田功委員 (立憲民主党)	「法改正して、夫婦別姓の法律婚を認めるとか、同じく同性婚を認めるとかしないと、介護などでの貢献した人をカバーできないのではないのでしょうか。大臣にお尋ねをいたしたいと思います。」
上川法務大臣	「委員御指摘のとおり、我が国におきましては、法律上、同性婚が認められておりませんし、また、選択的夫婦別氏制度も導入されておられません。これらの問題につきましては、 <u>いずれも家族のあり方にかかわる大変重要な問題でございます</u> 、 <u>国民の皆様を意識をしっかりと踏まえた形での、より幅広い検討が必要になるものというふうに考えております。</u> 」

カ 2018年(平成30年)7月5日の参議院法務委員会における質疑でも同様である(甲A237・4頁)(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5 回期日(20220630)提出の書面です。

若松謙維委員 (公明党)	「大臣に伺いますが、まず大前提として、事実婚、同性パートナーなど、法律婚以外の家族に対する法的保護の必要性についてどのような認識をお持ちでしょうか」
上川法務大臣	「事実婚や同性パートナーの法律上の取扱いを含む家族の法制の在り方につきましては、 <u>国民の間にも様々な意見があるところ</u> でございます、 <u>その見直しの要否等</u> につきましては、 <u>今後の国民意識の変化、また社会情勢の変化等も踏まえながら必要な検討を</u> してまいりたいというふうに考えております」

キ 2019年(平成31年)2月14日に、本件の提訴が行われたが、同日の衆議院予算委員会において、立憲民主党の尾辻かな子議員が、山下法務大臣に対して詳しい質疑を行っているが、山下法務大臣は、尾辻議員からの質問に真摯に答えず、慎重な検討が必要である答弁に終始している(甲A83・23頁)(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

尾辻かな子委員 (立憲民主党)	「なぜ(同性婚が憲法上—原告代理人註)想定していないということになるのか、この解釈の論理的な理由を示していただきたいんです。なぜ想定していないのかということについて、これは憲法解釈ですから、示してください」
山下法務大臣	「これにつきましては、先ほども述べたとおり、憲法二十四条第一項の文言などもございます。そうしたことから、両性というふうに書いてございます、そうしたことも踏まえ、同一である婚姻の成立を認めるこ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5 回期日(20220630)提出の書面です。

	<p>とは想定されていないものと考えられる ということでございます。また、<u>同性婚を 認めるか否かということについて、これは 民法と戸籍法という部分、これについて は、先ほど官房長官も答弁させていただ たとおり、我が国の家族のあり方の根幹に かかわる問題である、極めて慎重な検討を 要するものというふうに考えているとこ ろでございます。これは、国民的な議論で、 慎重に考えなければならないというところ でございます」</u></p>
--	--

尾辻かな子議員は、意味のある答弁を引き出そうと、さらに以下のように質問を続ける（甲 A 8 3 ・ 2 3 頁）（傍線は原告ら訴訟代理人によるもの）。

尾辻委員	「民法で同性婚を規定すれば、これは憲法上許容されますか。」
山下法務大臣	「民法と戸籍法を改正することによって同性婚を導入することができるのかというお尋ねというふうに承りましたが、これにつきまして、先ほど申し上げたように、憲法二十四条の第一項において、性別が同一である婚姻の成立を認めることは想定されていないというふうに考えられます。そして、同性婚を認めるか否かというのは、我が国の国民全体の思いでもあります、またよりどころでもあります家族のあり方の根幹にかかわる問題ということで、 <u>国民的な議論が必要であろうというふうに考えております。したがって、極めて慎重な検討を要するものというふうに考え</u>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5 回期日(20220630)提出の書面です。

	<u>ております。</u> ということでございます。」
--	-----------------------------

山下法務大臣も、2015年(平成27年)に安倍総理大臣が行った答弁と同様に慎重な検討が必要であると何度も繰り返すだけであった。

ク 2019年(平成31年)3月22日の参議院予算委員会の答弁も同様である(甲A238・15頁)(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

福島みずほ委員 (社民党)	「先日、同性愛の人たちが裁判を起こしました。法律婚できないことによる不利益を、法務大臣、どう理解していらっしゃいますか」
山下法務大臣	「同性婚を認めるかどうか、これは家族の、わが国の家族の在り方の根幹にかかわる問題であり、 <u>極めて慎重な検討を要するものと考えております</u> 」

ケ 2019年(令和元年)10月23日の衆議院法務委員会でも法律上同性の者同士の婚姻についての質疑・答弁が行われた。なお、既に2019年(令和元年)6月に、法律上同性の者同士の婚姻を認める民法の一部改正案(甲A84)が野党から提出され、衆議院法務委員会に付託されていたが(甲A239)、この質疑は上記法案との関係でなされたものではなく、人権擁護に関する件との関連でなされたものである。

上記の通り、野党から法案が提出されていたにもかかわらず、河井法務大臣の答弁は、これまでの政府担当者と同様に、法律上同性の者同士の婚姻については慎重な検討が必要である旨の答弁に終始した。河井法務大臣の答弁は、法律上同性の者同士の婚姻に関する議論の開始を許さないという意気込みさえも感じさせるものであった(甲A240・9頁)(傍線は原告ら訴訟代理

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5 回期日(20220630)提出の書面です。

人によるもの)。

山尾しおり委員 (立憲民主党)	同性婚に関して「私がお伺いをしたいのは、現在の、現時点の法務大臣の認識です。婚姻の捉え方について、まずはお聞かせください。」
河井克行法務大臣	「抽象的、定型的に子供を産み育てることが予定されていない同性カップルに、価値観が多様化している現代において、どのような保護を与えるべきかという点については、 <u>子供を持つ予定のない男女の場合とは異なる、家族のあり方の根本にかかわる問題であるというふうに現段階で認識をしております、よって、慎重に検討すべきものだと考えております。</u> 」

河井法務大臣は法律上同性の者同士の婚姻に関して慎重な検討が必要であると答える。山尾しおり議員は、同じ質問を政務官及び副大臣にも行う(甲A240・10頁)(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

山尾委員	「政務官、副大臣にもお伺いしたいと思います。同性婚の導入について、いかなるお考えをお持ちですか。政務官からお伺いしていいですか。」
宮寄政務官	「社会一般にさまざまな立場の方がおられて、さまざまな意見がこの現代社会においてあるということは事実だと思います。また一方で、法制度をどうするかということに関しては、 <u>歴史や伝統であったり、形成されてきた国柄、さまざまなものを踏まえた上で、現在及び将来に向けて</u>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

	<u>定めをしていかないといけないという状況だと思っています。私は今、現段階では、もう少し深まった議論をしていくことが必要な段階にあると考えています。」</u>
義家副大臣	<u>「我が国における家族のあり方あるいは家族観の根幹にかかわる問題でありますので、慎重な検討が必要であろうと思っております。」</u>
河井大臣	<u>「私も、この問題につきましては、日本社会における家族のあり方、そして、家庭観、家族観、この根本、基本にかかわる大変重要な問題であるというふうに受けとめておりますので、慎重な議論そして検討を要するというふうに考えております」</u>

このように、河井法務大臣だけでなく、副大臣、政務官さえも、慎重な議論・検討が必要であるという紋切り型の答弁を繰り返した。政府担当者は、法律上同性の者同士の婚姻の採用について憲法24条1項の文言が「両性」とあることから、導入が「想定されていない」と答弁するが、山尾議員は、さらに踏みこみ、以下のような質問を行う(甲A240・10頁)(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

山尾委員	「私としては、積極的な議論、検討をしてほしいんですけども、(中略)ただ、お三方に共通したのは、議論をしていく必要がある、そこに慎重なという形容詞が加わる面もあるというところでありました。河井大臣にお伺いをします。その検討をしながら、ただ、じゃ、民法をもし変えましょうというふうになったときに、憲法を変え
------	---

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

	る必要はあるんでしょうか」
河井大臣	「憲法第二十四条第一項，ここで，御承知のとおり，婚姻は両性の合意のみに基づいて成立すると規定されておりますので，当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは，憲法上想定されていないというふうに考えております。その上で，この憲法第二十四条第一項が同性婚を禁じているか否かにつきましては， <u>政府として，現時点において同性婚の導入を検討しておりませんので，具体的な制度導入を前提として，それが憲法に適合するか否かの検討も行っておりません。</u> 」

このような答弁から明らかになるのは，安倍総理大臣が2015年（平成27年）2月18日に「慎重な検討が必要である」と述べて以降，総理大臣を含め幾人もの政府担当者が同様の答弁を繰り返し，4年もの歳月が経過しても，政府は「同性婚の導入を検討していない」，「憲法に適合するか否かの検討も行って（いない）」という状態であった。さらに，2019年（令和元年）6月に，法律上同性の者同士の婚姻を認める民法の一部改正案（甲A84）が野党から提出され，衆議院法務委員会に付託されたにもかかわらず，政府は法律上同性の者同士の婚姻について全く検討するつもりはないということもわかる。安倍総理大臣が慎重な検討が必要であると答弁して以降，国会の質疑の中で政府に対し法律上同性の者同士の婚姻の検討について促されるたびに，検討の必要性自体は否定しない答弁を行ってきたが，政府は，導入するにしろ，導入しないにしろ，実態としては，法律上同性の者同士の婚姻に関する検討を全く行っていなかったし，今後もそのような検討をするつもりは全くないのである。

このようなことが明らかになったため，山尾議員は河井法務大臣らに，今後，法律上同性の者同士の婚姻の導入に関する検

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

討を始めるよう、求めた(甲A240・10頁)(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

山尾委員	「この同性婚の導入は検討する必要があると、政務官，副大臣，大臣，三人が口をそろえて言ってくださったんですね。検討する必要があるんですよ。だったら、 <u>同性婚の導入を検討していただきたいし、したがって、憲法に適合するか否かの検討もしていただきたいんですけれども、やっていただけますか。</u> 」
------	---

このように山尾議員は、慎重な検討が必要であると繰り返している政務官，副大臣，大臣に対して、法律上同性の者同士の婚姻に関して検討を開始するよう、強く申し入れた。

ところが、それに対する河井法務大臣の答弁は以下の通りであった(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

河井大臣	「先ほど私が御答弁したのは、日本の家族のあり方，家族観，そして家庭観の根本にかかわる重要な問題でありますので、 <u>慎重に検討を要するというふうにお答えをさせていただきました。そういう観点から、現時点においては同性婚の導入を検討しておりませんので、具体的な制度導入を前提として、それが憲法に適合するか否かの検討も行っておりませんので、先ほど、冒頭御質問のありました憲法改正が必要かどうかという点についても、検討も行っておりませんので、お答えするのはなかなか困難であるということでもあります</u> 」
------	---

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

この答弁は、全く山尾議員の質問に対する答えになっていない。山尾議員は検討を開始してほしい旨を申し入れたにもかかわらず、河井法務大臣は法律上同性の者同士の婚姻の導入を検討していないとの答弁を再び繰り返し、山尾議員からの質問に答えなかった。山尾議員は、質問に答えるよう、法律上同性の者同士の婚姻に関して導入するか否かの検討を開始するか否かを改めて申し入れた(甲A240・10頁)(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

山尾委員	「質問に答えていないので、もう一回だけ言います。検討していないので憲法適合性も検討していないというのが現時点の状態だという答弁はわかっています。ただ、同性婚の導入については、これまでの大臣の答弁でもありましたし、今皆さんに聞いていただいた、政務三役が全員、慎重なとついていましたよ、確かに。それは私だって、積極かつ丁寧、それを慎重といえは慎重でもいいんですけれども、(中略)私は、丁寧な議論は必要だと思います。 <u>だけれども、検討をやはり要するんですよ。</u> 皆さんは、読んだのかもしれないけれども、でも、やはり議論はした方がいいと思っていると思うんです。検討を要するんだったら、 <u>今検討していないので、検討してもらえませんか。</u> (中略)やるべきだと思いますし、やっていただきたいんですけれども、やっていただけますか」
------	--

それに対する河井法務大臣の答弁は以下のとおりである。河井法務大臣は、検討の時期についてまたもや答えず、恣意的に答弁をはぐらかすものであった(甲A240・10～11頁)(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5 回期日(20220630)提出の書面です。

河井大臣	「先ほど申し上げましたとおり，慎重な検討を要する，大変重要な，日本の家族のあり方，社会のあり方，家族観，家庭観にかかわる大変重要な事柄でありますので， <u>慎重な検討を要する。</u> とにかく， <u>慎重な検討を要する</u> ということであります」
------	--

山尾議員は，河井法務大臣が恣意的にはぐらかす答弁しかしないことに対して，繰り返し，検討の開始時期を問うた（甲A 240・11頁）（傍線は原告ら訴訟代理人によるもの）。

山尾委員	「慎重に検討するということと検討を先送りするということは違うんですね。 <u>検討を要するとおっしゃったので，いつから検討を始めていただけるか，教えてください。</u> 」
------	--

このように，山尾議員は，何度も「検討をいつから始めるか」を質している。それにもかかわらず，河井法務大臣は検討時期について全く明言しなかった（甲A 240・11頁）（傍線は原告ら訴訟代理人によるもの）。

河井大臣	「 <u>慎重に検討を要する</u> ということであります。」
山尾委員	「もう一回だけ聞きます。 <u>いつから検討を始めるのか，教えてください。</u> 」
河井大臣	「もう一度お答えをさせていただきます。 <u>慎重に検討を要する</u> ，そういう課題であるというふうに受けとめております。」

ここまでの答弁をみれば一見して明らかなように，河井法務大臣は頑なに検討時期について答えようとせず，実際に検討を開始するという言質を取られないように，細心の注意を払っていることがわかる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

それに対して、予算委員会の議長である松尾予算委員会委員長が、釈明を行った(甲A240・11頁)(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

松尾みどり委員長	「それでは、大臣、お気持ちはわかりますけれども、慎重に検討を開始する、 <u>検討の時期も慎重なのかどうか</u> を含めておっしゃってください。」
----------	--

それに対して、河井法務大臣は以下のように答弁した(甲A240・11頁)(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

河井大臣	「先ほど慎重に検討を要すると申し上げましたのは、 <u>検討するか否か、そのこと自体を含めて検討が必要であるという考え</u> から先ほどの答弁をさせていただきました。」
------	---

河井法務大臣の答弁を善解すると、「慎重な検討が必要である」といっていたのは、そもそも検討を開始するか否かに関して検討を要するとの意味であるとのことである。この答弁を理解することは困難であり、日本語として破綻している。政府は、野党議員の質問に対して真摯に回答しようとする姿勢がなく、そもそも、導入はおろか、法律上同性の者同士の婚姻に関する議論を開始する気すらないことを表しているというほかない。さらに、質疑は以下の様に続く(甲A240・11頁)(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

松尾委員長	「日本語としてはわかりました」
山尾委員	「いや、私、日本語としてもわかりませんし、 <u>検討を要するということが、検討するかどうかの検討を要するというふう</u> に日本語は読みません。なので、全く取り繕った答弁としか思えないし、こうい

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

	うところから対話ができなくなって追及型になってしまおうと思うので、ぜひ後退しないでほしい、本当に。検討したらいいと思うし、議論したらいいと思いますよ。だから、期限が切れないなら、いつから始まるかというのは今現時点では決めていないのでお答えできない、だけれども、ちょっと考える、いつから始めるか、そうやって言っていたらいいと思います。もう一度御答弁ください。」
河井大臣	「繰り返しの御答弁になりますけれども、 <u>検討するか否か、それ自体を含めた検討が必要であると</u> 考えております。」

このように、河井法務大臣は、山尾議員から繰り返し検討時期について問われるも、法律上同性の者同士の婚姻に関する議論の開始時期を全く答えなかった。本質疑は2019年10月23日に行われたところ、この時点では、野党が法律上同性の者同士の婚姻を認める民法の一部改正案(甲A84)を提出している。国民の代表たる野党が提出した法案に対して、政府として、真摯に検討するのは民主主義国家として当然の要請である。それにもかかわらず、政府は、法案について何らの反応をせず、それどころか、山尾議員からの質問に対して、頑として検討の時期を明言せず、日本語として理解するのが不可能な答弁に終始した。これは、政府担当者として、法律上同性の者同士の婚姻の導入はおろか、議論すらも絶対に開始させまいという強い意思を表しているというほかない。

コ 河井法務大臣の上記答弁の後も、安倍総理大臣が2020年(令和2年)1月23日の衆議院本会議の一般質問で答弁しているが、従来と同様のものである(甲A241・16頁)(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

安倍総理大臣	「同性婚制度に関してであります。憲法24
--------	----------------------

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

	条は、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立すると定めており、現行憲法のもとでは、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておられません。 <u>同性婚制度の導入の是非は、わが国の家族の在り方の根幹にかかわる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えております</u> 」
--	---

サ また、2020年(令和2年)1月30日の参議院予算委員会の一般質問においても、石川大我議員(立憲民主党)からの質問に対して、安倍総理大臣は従前と同じ答弁を行った(甲A190)。

シ 2021年(令和3年)2月25日、衆議院予算委員会の一般質問において、野党が提出した同性婚を可能とする民法改正案に対する憲法解釈等について尾辻かなこ議員(立憲民主党)から一般質問がされた(甲A242・26～28頁)(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

尾辻委員	「同性婚については、私たち野党は、既に同性婚を可能とする民法改正案、婚姻平等法を提出しております。(略)衆議院法制局にまずお聞きをいたします。 <u>この民法改正案の立案に当たって、憲法は同性婚を禁止していないとの解釈を採用したものと理解しております。それでよろしいでしょうか。</u> 」
斎藤法制局参事	「御質問の同性婚と憲法との関係でございますが、憲法二十四条一項と同性婚の関係については、論理的に幾つかの解釈が成り立ち得ると考えますが、結論から申しますと、少なくとも、 <u>日本国憲法は、同性婚を法制化することを禁止はしていない、すなわち、認めているとの許容説は十分に成り立ち得ると考えております。</u> 」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5 回期日(20220630)提出の書面です。

	<p>例えば,最近刊行された教科書の中で,東京大学の宍戸常寿先生は,憲法二十四条が近代的家族観を採用したとの理解を前提に,憲法上の婚姻を現行民法上の婚姻に限定する一方で,それ以外の結合は,家族の形成,維持に関する自己決定権,十三条によって保障され得ると解するのが多数説であるとしつつ,他方で,憲法二十四条の規範内容は近代的家族観を超えるものであり,同性婚も憲法上認められるとの見解もあると述べられています。</p> <p>御指摘の法案をお手伝いするに当たっては,このような学説の状況を踏まえて,同性婚を認めるかどうかは立法政策に委ねられているとする考えや,<u>さらには,憲法十三条や十四条等の他の憲法条項を根拠として,同性婚の法制度化は憲法上の要請であるとするような考えなどは,いずれも十分に成り立ち得るものと考えたところでは。</u></p>
尾辻委員	<p><u>「憲法十三条や十四条等の憲法条項を根拠として,同性婚の法制度化は憲法上の要請であるとするような考えは,いずれも十分に成り立ち得るということでもあります。(略)国立図書館に質問をいたします。代表的な憲法の教科書の一つである高橋和之東大名誉教授の「立憲主義と日本国憲法」は,現在,五版までを数えますが,その中で同性婚に関する記述がどのように変化してきたのか,簡単に紹介してください。」</u></p>
寺倉国立 国会図書館 専門調査員	<p>「まず,二〇〇五年刊行の初版及び二〇一〇年刊行の第二版の該当箇所を読み上げますと,『結婚の自由については憲法二十四条が保障しているが,近年議論され始めた同性間の結婚まではカバーしていないというのが通説である。』となっています。</p> <p>この御著書の基になった二〇〇一年刊行の放送</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5 回期日(20220630)提出の書面です。

	<p>大学の教材がございいますが、その記述も同じでございいます。</p> <p>二〇一三年の第三版では、ただいま読み上げました文章に続けて、『しかし、ヨーロッパ諸国やアメリカの州では同性婚を認める例も増加してきている。』という一文がつけ加わり、さらに、二〇一七年の第四版になりますと、第三版でつけ加わった文章の末尾に、括弧書きで、『アメリカ合衆国最高裁は、二〇一五年六月二十六日判決で同性婚を禁止した州法を違憲と判断した』という補足説明がつけ加えられました。</p> <p><u>最新の二〇二〇年の第五版では、最初の文章に変更がありまして、『同性間の結婚まではカバーしていないというのが通説である。』の末尾が、『通説であった。』になっています。』</u></p>
--	---

上述したとおり、尾辻かな子議員は、法律上同性の者同士の婚姻の法制度化は憲法上の要請であるとの考えは十分に成り立ち得ることと憲法通説の変化を明らかにした上で、内閣法制局に対し、下記の一般質問を行った(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

尾辻委員	<p>「政府は従来、現行憲法は同性婚を想定していないとの答弁を繰り返してきていますが、想定していないということの意味は一体何なのか。つまり、<u>憲法は想定していないから同性婚の法制度化は禁止されているという禁止説を取っているのか、それとも、想定していないから立法府の政策判断に任されている、いわゆる立法委任説、どちらなのか。前者なのか後者なのか、明確にお答えをいただきたいと思います。</u>」</p>
木村陽一	<p>「従来より、憲法二十四条第一項におきましては、</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

政府参考人	『婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、』と規定をしております。 <u>同性婚の成立を認めることは想定されていないとお答えしてきたものでございます。</u> (略) お尋ねにつきましては、 <u>想定されていない旨、先ほど述べたこと以上に我々として検討したことはございません。</u> したがしまして、お答えすることができないところでございます。」
尾辻委員	「想定していないという意味が分からないんですね。 つまり、禁止説に立っているのか、立っていないのか。イエスカノー、これはイエスカノーか、どちらかしかありませんから、イエスカノーでお答えください。」
木村陽一 政府参考人	「繰り返しになるところで恐縮でございますけれども、 <u>私どもとしては、想定されていないということでお答えをしてきておりまして、それ以上のことにつきましては検討したことはございません。</u> 」
尾辻委員	「そうしたら聞き方を変えますけれども、じゃ、二十四条一項は、ただ、同性婚について何か言っていますか。同性婚について何か言っているかどうか。お答えください。」
木村陽一 政府参考 委員	「二十四条一項は、同性という言葉を使っているわけではもちろんございません。両性という言葉を使っているということでございます」
尾辻委員	「だから、同性婚について何か言っていますか、いませんか。二十四条一項です。」
木村陽一 政府参考 委員	「お答えしたとおりでございます。両性の合意に基づいてという言葉があるということでございます」
尾辻委員	「(略) 例えば、去年の一月三十日の参議院の予算委員会では、 <u>憲法制定時は男女で婚姻がされている</u> という意味での両性を前提として作った、それ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

	<p><u>以外のことを特段述べているというわけではないとか, 両性による合意ということ</u>を前提として, 当事者双方の性別が同一である婚姻の成立というものは想定しなかったという, それ以上でも以下でもない, こういう答弁があります。この答弁は維持されているかどうか, お答えください。」</p>
木村陽一 政府参考 委員	<p>その答弁自身は維持をしておるものと考えております。</p> <p>他方, 御指摘の長官の答弁, 近藤長官の答弁でございますけれども, もとより, 憲法二十四条第一項と同性婚の関係につきまして, 同性婚の成立を認めることは想定されていないという従来からの政府としての理解を前提とした上での御答弁ということでございます。</p> <p>全体として, <u>憲法二十四条一項は, 婚姻は, 両性の合意という個人の合意に基づくことが大事であるということ</u>をまさしく憲法として示したという趣旨を答弁する中で述べたものでございまして, <u>同性婚の成立を認めることは想定されていないというこれまでの答弁を越えまして, 憲法二十四条一項と同性婚の関係について解釈を示したものは考えておりません。</u></p>

尾辻かな子議員は上記内閣法制局に対する一般質問を踏まえた上で, 下記のとおり最後に上川陽子法務大臣に対し一般質問を行った(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

尾辻委員	<p>「民法を改正すれば同性婚は可能になるということであると思いますので, 大臣がリーダーシップでもって, 多様性のあるそういう社会をつくるというのであれば, やはり<u>政府として同性婚の法制化に向けて, これは議論を始めたり法制審に対し</u></p>
------	--

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5 回期日(20220630)提出の書面です。

	<p><u>て諮問するとか、こういうことが必要であると思</u> <u>います。上川大臣、いかがでしょうか。」</u></p>
上川法務大臣	<p>「憲法上の、二十四条一項に係る件であります。同性婚を事実上、憲法上想定されていないということについて、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることについては憲法上想定されていない、その上で、憲法二十四条第一項が同性婚を禁じているか否かという御質問がございましたけれども、その点につきましては、<u>政府としては、現時点において同性婚の導入を検討していないということから、具体的な制度導入を前提としてそれが憲法に適合するか否かの検討もしていない、</u>こういう状況でございます。</p> <p>なかなか<u>憲法が同性婚を禁止しているか否かにつ</u> <u>きましてお答えすることができない、</u>こういう状況でございます。今御質問のこととございますが、なかなか慎重な検討が必要であるというふうに思っております。」</p>
尾辻委員	<p>「<u>導入を検討していないということが余りに不作為の状態であると言わざるを得ない</u>と思います。今、裁判も行われておりますけれども、実は先日、東京の原告であります佐藤郁夫さんが亡くなりました。彼は、死ぬまでに法律的に夫夫になりたい、夫と夫、夫夫になりたいと。でも、その意思はかないませんでした。十五年以上一緒にいたのに、結局、病院が連絡をしたのは彼の妹さんです。こういうことが起こるからこそ、<u>今、日本政府は本来、同性婚を認める議論を始めなければいけない。なのに、検討していない。</u>そういうことで本当に、これはこのまま放置していいのでしょうか。この間にも多くの当事者の方々が結婚ができないために不利益を被っております。</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5 回期日(20220630)提出の書面です。

	<p>大臣, 今まさにこういった, <u>夫婦になれないがゆえにいろいろな不利益が起こっていることについてはどう思われますか。</u>」</p>
上川 法務大臣	<p>「今委員の方から御紹介をいただきました方々についてのそうした思いについては, 本当にそうした思いにしっかりと寄せていくということが非常に大事だというふうに改めて思う次第でございます。</p> <p><u>同性婚を認めるか否かということについて, このことについては我が国の家族の在り方の根幹に関わるという問題でございます, 極めて慎重な検討を要するものではないかというふうに考えております。</u>」</p>

尾辻かな子議員からの質問に対し, 上川法務大臣は, 従前から繰り返し政府与党から答弁されてきた「極めて慎重な検討を要する」と回答するにとどまった。

ス 札幌判決に対する加藤官房長官の記者会見

2021年3月17日, 札幌地裁は, 本訴訟と同様のいわゆる「結婚の自由をすべての人に」訴訟を構成する訴訟事件の一つについて, 同性愛者に対して婚姻によって生じる法的効果の一部ですら認めない民法及び戸籍法の規定は, 憲法14条1項に違反するとの判決を下した(甲A171)。しかし, 同日午後加藤勝信官房長官は記者会見で「政府としては, 婚姻に関する民法の規定が憲法に反するものとは考えていない。」と述べ, 札幌判決後も, これを受けた法律上同性の者同士の婚姻の法制化に向けた政府側の動きは見られなかった(甲A243)。

セ 法律上同性の者同士の婚姻を認める民法の一部改正案の廃案

2021年10月14日に衆議院が解散し, 前述した2019年(令和元年)6月に, 野党から提出され衆議院法務委員会に

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

付託された同性同士の婚姻を認める民法の一部改正案(甲A84号証)は、実質的な審議が始まらないまま、会期不継続の原則に従って、廃案となった。

また、前記自民党性的指向・性自認に関する特命委員会が法制化を進めようとした「LGBT理解増進法」も土壇場で提出自体が見送られ、野党が提出した性的少数者への差別解消推進法案も、衆議院解散に伴い廃案となった(甲A244号証)。

ソ 2022年4月22日衆議院法務委員会での一般質問に対する政府答弁

2022年4月22日衆議院法務委員会で、本村伸子議員(日本共産党)より、古川法務大臣に対し、以下のとおり一般質問が行われた(甲A245・32, 33頁)(傍線は原告ら訴訟代理人によるもの)。

本村委員	「(略) 全国で裁判がやられているんですけども、その中で、被告である国の主張に私は大変驚きました。婚姻制度の目的は自然生殖の保護にあるというんです。 改めて確認をいたしますけれども、 <u>大臣、婚姻は生殖と関係しなくても当然いいですよ。</u> 」
古川法務大臣	「憲法上、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立することとされておりまして、これを受けて、民法においても、婚姻は男女間においてされることが想定されております。それは、婚姻制度の趣旨が、一般に、夫婦がその間に生まれた子供を産み育てながら共同生活を送るという関係に着目して、これを保護の対象にしたものと言われていることによるものです。 もっとも、婚姻関係のように、家族法における基本的な制度については、その目的もある程度抽象的、定型的に捉えざるを得ず、また、制度を利用するこ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5 回期日(20220630)提出の書面です。

	<p>とができるか否かの基準は明確である必要がありますから、男女間であればよいこととしています。このため、子供を持つ予定のない男女の婚姻の場合であっても、婚姻による保護の対象に含まれることとなります。」</p>
本村委員	<p>「<u>憲法の問題をおっしゃいましたけれども、憲法24条は、婚姻が両性の合意のみに基づくと書かれています。それはなぜかといいますと、当事者が望む婚姻を戸主の同意権などによって制約されないという封建的な在り方をなくす趣旨で書かれているものでございます。</u>ですから、憲法学者の皆さんも、この憲法24条は同性婚を許容しているということを言っているわけでございます。<u>そして、生物学的な意味の性には、例外も多く含む不安定な基準であるということも明らかになっております。</u></p> <p><u>なぜ国が、婚姻制度の目的は自然生殖の保護であるというような、それが伝統なんだということを持ち出すのか、何で人権が保障されていない時代の伝統、慣習、そういうことを持ち出すのか</u>という事で大変憤りを持っております。</p> <p>国の主張の中でもう一つ、同性婚は、社会的な承認が存在しているとは言い難いというふうにあります。</p> <p><u>社会的承認とは何ですか。どうしたら同性婚を認めることができるのでしょうか。どういう基準であれば社会的承認があると言えるのでしょうか。」</u></p>
古川法務大臣	<p>「同性婚制度を導入すべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、国民各層の意見を踏まえる必要があると考えておりました。御指摘の点につきましては、事柄の性質上、一概にお答えすることは困難であります。</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

	まずは、引き続き、国会における議論や自治体の取組等の動向を注視してまいりたいと存じます。」
--	---

以上のとおり、現在に至るまで政府与党は国会における議論や自治体の取組等の動向を注視すると述べるにとどまり、具体的な検討を開始していない。その結果、立法府である国会においても、何もしない状況が継続しているのである。

(2) 立法府が法律上同性の者同士の婚姻について真摯に検討している形跡は存在せず、法律上同性の者同士の婚姻の導入に向けた検討を開始する見通しが無いこと

ア 上記(1)で国会の審議状況を詳細に検討したところから明らかなおおり、2004年11月に法律上同性の者同士の婚姻の導入を人類の生態系を侵すものという質問があつて以降、幾度か法律上同性の者同士の婚姻について国会で質疑がなされたが、大臣や政府担当者は、「慎重な検討が必要である」という答弁を繰り返すのみで、本準備書面提出日までの約18年間、立法府である国会において法律上同性の者同士の婚姻の導入に向けた真摯な議論は一切なされなかった。

イ 上記のような状況は、野党から法律上同性の者同士の婚姻を認める民法の改正案が提出された後も全く変わらなかった。

すなわち、2019年6月3日に野党から法律上同性の者同士の婚姻を認める民法の一部改正案が提出され(甲A84)、同月25日に法務委員会に付託された(甲A239)。同年10月7日に、衆議院本会議で枝野幸男議員が、野党により提出された上記民法改正案が法務委員会に付託されたことを踏まえ、「既に同性婚を認める民法改正案を国会提出しておりますので、議論の場は、憲法審査会ではなく、法務委員会であります。与党の皆さんは、常々、反対なら対案を出せと言っておられますので、まさか対案も出さずにたなざらしにすることはないと信じます」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

と呼び掛けた(甲A246・5頁)。また、同月23日の衆議院法務委員会で、山尾議員が、法律上同性の者同士の婚姻について積極的な議論を行うべきだとの呼びかけ、政府としていつ法律上同性の者同士の婚姻について検討するのかといった点について政府の見解を問うた。

ところが、前述の通り、河井法務大臣は、同法務委員会において、「同性婚の導入を検討していない」、「憲法に適合するか否かの検討も行って(いない)」、「検討するか否か、そのこと自体を含めて検討が必要」と、政府として、法律上同性同士の婚姻の導入を検討したことはないし、今後も検討する予定はないという趣旨の答弁をした。

野党が提出した法律上同性の者同士の婚姻を認める民法改正案は、その後、法務委員会で議題とされ、議論されることもないまま(甲225A)、前述のとおり、2021年10月14日の衆議院解散に伴い、廃案となった。

ウ 日本では議院内閣制が採用されており(憲法66条3項)、政府及び国会で多数を占める与党が法律上同性の者同士の婚姻の導入に積極的かどうか、立法を通じた法律上同性の者同士の婚姻の導入の鍵となる。

しかし、すでに見てきた通り、政府は頑として法律上同性の者同士の婚姻の導入について検討すらしない姿勢を示し続け、原告らが知る限り、自民党が、党として政府に対し法律上同性の者同士の婚姻に関する議論を開始するよう働きかけた形跡は一切ない。与党たる自民党は、野党が提出した前述の民法改正法案に対して反対提案を提出することなく、合理的根拠なく法律上同性の者同士の婚姻に関する議論を拒み、同法案を廃案に追い込んだ。このような状況を踏まえれば、自民党の公式な立場としては、政府と同様、頑として法律上同性の者同士の婚姻に関して検討すらしない姿勢であることは明らかである。

エ このように、立法府たる国会が法律上同性の者同士の婚姻につ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

いて真摯に検討した形跡は一切ないし、本件訴訟における被告の反論を見れば、今後、国会が、政府と協力して、速やかに法律上同性の者同士の婚姻の導入に向けた検討を開始する現実的な見通しもない。

(3) 小括

2018年10月の調査によれば、社会のなかで、法律上同性の者同士の婚姻の合法化を望む声は78.4%にも達する(甲A119。ほかにも甲A133, 185, 128, 186も参照)。しかし、上記で検討したことから明らかになった通り、立法府である国会は、たびたび法律上同性の者同士の婚姻について国会で質疑されたうえ、法律上同性の者同士の婚姻を認める民法改正法案が野党から提出されたにもかかわらず、法律上同性の者同士の婚姻について真面目な議論を一切してこなかったし、近い将来、そのような議論を始める様子もない。現時点では、国会での立法を通じて速やかに法律上同性の者同士の婚姻が実現する見通しは、全く立っていない。

このような状況の下で、司法府である裁判所が本件規定の改廃を立法府の判断のみに委ねることは、セクシュアル・マイノリティの基本的人権の侵害を裁判所が追認するに等しく、全く許されないことである。その意味で、司法府である裁判所の責務は極めて重く、本件規定を厳格に審査のうえ、積極的に本件規定が違憲であると判断しなければならない。

第5 司法判断がきっかけとなって法律上同性の者同士の婚姻が法制度化された国々が複数存在すること

2022年6月現在、30の国・地域で法律上同性の者同士の婚姻が可能となっている(甲A247号証)。なお、2022年7月にスイスで新法が施行され、31の国・地域で法律上同性の者同士の婚姻が可能となる見込みである。

その多くは、立法府による立法によって導入されているが、その一方で司法府の判断がきっかけとなって、法律上同性の者同士の婚姻が

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

法制度化された国・地域も複数存在する。米国（アメリカ連邦最高裁 2015年6月26日判決（甲A107）及び台湾（台湾大法官 2017年5月24日解釈（甲A109-1, 109-2））がその代表例であるが、原告らが調査した範囲では、その他にも、カナダ、オーストリア、ブラジル、アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ、南アフリカ、コスタリカの10か国において司法府の判断がきっかけとなって、法律上同性の者同士の婚姻が法制度として導入された。原告らが確認できただけでも、法律上同性の者同士の婚姻を法制度として導入した国・地域の3分の1強（12／30）の国・地域で、司法が、法律上同性の者同士の婚姻の法制度化に積極的な役割を果たしたのである。

社会のありようは、第一次的に立法府が決めるのが通常である。しかし、上記の通り、法律上同性の者同士の婚姻の問題について、3分の1強にも及ぶ国・地域において司法府の力により解決されており、いかに立法府だけで、法律上同性の者同士の婚姻の問題を解決しにくいかが示されている。

日本の裁判所も、これらの国や地域における裁判所のように法律上同性の者同士の婚姻の法制度化に積極的な役割を果たすことが強く望まれる。

第6 まとめ

以上検討してきたところから明らかなとおり、本件規定は、個人の尊厳を害し、法律上同性のカップルの婚姻の自由などの基本的人権及び相続権などの重要な法的な権利・利益を侵害している。さらに、本件規定は、法律上同性のカップルが社会的承認を得る利益を侵害し、社会のセクシュアル・マイノリティに対する偏見・差別を助長している。その結果、セクシュアル・マイノリティは、日々これらの偏見・差別感情にさらされながら社会で生活していくことを強いられている。

また、婚姻は夫婦及び家族が安定した生活を送ることができるための法的な基盤を提供するものであるが、法律上同性のカップルにはそのような法的な基盤が与えられず、いまこの瞬間も、多くの法律上同

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

性のカップルが、家族としての社会的承認が得られない、育てている子どもの共同親権が認められない、パートナーの在留資格が認められない等の深刻な困難に直面している。このような権利侵害等は本件規定が法律上同性の者同士の婚姻を認める形で修正されない限り、永久に続くことになり、早急な是正が必要である。

ところが、政府や与党は、長い間、法律上同性の者同士の婚姻について真摯に検討せず、立法府である国会でもまともな答弁をしない状況が続き、2019年6月に野党により提出された法律上同性の者同士の婚姻を認める民法改正も、実質的な審議がなされず、棚ざらしとされたまま、2021年10月の衆議院解散に伴い廃案となった。立法を通じた救済がいつなされるのか、全く見通しは立っていない。

このような状況では、司法府たる裁判所による速やかな救済が不可欠であり、裁判所が、本件規定が違憲であるとの積極的な判断を差し控えるようなことは断じて許されない。複数の国・地域で司法の判断が法律上同性の者同士の婚姻の法制度化のきっかけになった例のように、日本の裁判所も、法律上同性の者同士の婚姻の法制度化に積極的な役割を果たすことが求められている。

以 上